

広島県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年二月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	三原市大和町下徳良字大石一九八〇番一地从から 三原市大和町萩原字惣中八一九番一地从先まで	平成二十四年二月九日